

改革パターンの検討に当たっての主な留意点（案）（１）法人類型

公益活動を目的とする法人の類型を設けるかどうか。（パターン か か。）

ア．公益性の有無にかかわらず、非営利法人という一つの法人類型でまとめるか、公益を担う非営利法人とそうでない非営利法人との相違に着目して、法人類型を分けるか。

イ．公益概念の変化や法人活動の変化に即して法人の位置付けを柔軟に見直すという観点からすれば、法人格取得と切り離して公益性を判断する仕組みが考えられるのではないか。

（２）法人格取得

法人格取得の簡便化

- ・ 法人格の取得は、できるだけ簡便にできるよう、準則主義によることとすべきではないか。法人類型として公益目的の法人を設ける場合には、その性格を踏まえ認証による法人格取得とするか。

（３）公益性判断

法人格取得と切り離した場合の公益性判断の仕組みの要否、仕組み方

（パターン アか イか。パターン イ か イ か。）

ア．実質的效果が税制優遇である以上、税法上の観点から公益性を判断するか、優遇税制のためだけに公益遂行義務があるわけではないことから、法人制度上公益性を判断するか。

イ．行政の関与なく、定款に公益要件を定めることで非営利公益法人と称することとするか、判断基準をできる限り明確に定義した上で、行政庁により公益性判断を行うか。

（注：少なくとも前者においては、税法の適用は別途、税務当局の判断で行われることとなる。）